

## 第14章 証券税制

1. 証券税制の変遷(1) わが国の所得税制は、基本的に総合所得税を建前としており、その源流は戦後のシャープ勧告にまで遡る。1950年から実施されたシャープ税制では、利子、配当だけでなく有価証券譲渡益も全額総合課税(譲渡損失は全額控除)の対象となった。しかし占領終了後、主に資本蓄積促進という政策的観点から、利子については分離課税が認められ、譲渡益にいたっては原則非課税となるなど、総合所得税の理想は急速に崩壊していった。そして1987-1989年の抜本的税制改革において、現行所得税制の基礎的枠組みが形成された。その際、10.5-70%の15段階であった所得税の税率構造が10-50%の5段階にフラット化されるとともに、利子所得に対する一律源泉分離課税の導入、非課税貯蓄制度の原則廃止、有価証券譲渡益の原則分離課税化など金融所得課税の抜本的な見直しが行われた。なお所得税率に関しては、1999年度税制改正において10-37%の4段階に、2006年度税制改正において5-40%の6段階に改正された。さらに2013年度税制改正では、格差の是正および所得再分配機能の回復の観点から、2015年分の所得税より、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられることになった。また、法人税の基本税率は2016年度税制改正により、2016年度には23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに2018年度には23.2%に引き下げられた。これにより国と地方を合わせた法人所得に対する税率(法人実効税率)は29.74%になった。

1990年代後半から2000年代初頭における証券税制の主な動向としては、1998年にストック・オプション、特定目的会社、会社型投資信託等に対する税制が整備された。1999年4月からは長年の懸案事項であった有価証券取引税および取引所税(先物・オプション取引にかかる税)が廃止されている。2000年にはエンジェル税制が拡充され、2001年には長期保有株式の少額譲渡益非課税制度(1年超保有上場株式等の100万円特別控除)や緊急投資優遇措置(元本1,000万円までの非課税措置)が創設された。2002年度税制改正では2003年1月より特定口座制度が導入されることとなり、さらに老人等の少額貯蓄非課税制度(老人等のマル優制度)が障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優制度)に改組された。

証券税制の変遷（1949年～2002年）

年	主な改正事項	所得税の税率構造
1949年	シャープ勧告	
1950年	利子・配当・有価証券譲渡益の総合課税化	20-55%の8段階
1951年	利子の源泉分離選択課税（50%）の復活	↓
1952年	配当の源泉徴収（20%）復活	
1953年	有価証券譲渡益の原則非課税化 有価証券取引税の創設（株式等0.15%） 利子の一律源泉分離課税（10%）	15-65%の11段階
1954年	配当の源泉徴収税率の引下げ（20%→15%）	↓
1955年	利子非課税化 配当の源泉徴収税率の引下げ（15%→10%）	10-70%の13段階
1957年	短期貯蓄（1年未満）のみ源泉分離課税復活（10%）	↓
1959年	長期貯蓄の源泉分離課税復活（10%）	
1961年	有価証券譲渡益のうち一定の大口取引の課税化	↓
1962年		8-75%の15段階
1963年	利子・配当の源泉徴収税率の引下げ（10%→5%）	↓
1965年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（5%→10%） 配当の源泉分離選択課税（15%）、申告不要制度の導入	
1967年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（10%→15%） 配当の源泉選択税率の引上げ（15%→20%）	↓
1969年		10-75%の16段階
1970年		10-75%の19段階
1971年	利子の源泉分離選択課税（20%）の復活	↓
1973年	利子・配当の源泉選択税率の引上げ（20%→25%） 有価証券取引税の税率引上げ（株式等0.15%→0.3%）	(1971年と1974年に、 税率ブラケットの適用 課税所得額の引上げ)
1976年	利子・配当の源泉選択税率の引上げ（25%→30%）	
1978年	利子・配当の源泉徴収税率の引上げ（15%→20%） 利子・配当の源泉選択税率の引上げ（30%→35%） 有価証券取引税の税率引上げ（株式等0.3%→0.45%）	↓
1981年	有価証券取引税の税率引上げ（株式等0.45%→0.55%）	
1984年		10.5-70%の15段階
1987年	抜本的税制改革 { ・ マル優原則廃止 ・ 利子一律源泉分離課税（20%） （金融類似商品なども同様の課税） ・ 有価証券譲渡益の原則課税化 （譲渡代金の1%による源泉分離課税の導入） ・ 有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.55%→0.3%）	10.5-60%の12段階
1988年		↓
1989年		10-50%の5段階
1995年		(1995年に、税率ブラ ケットの適用課税所得 額の引上げ)
1996年	有価証券譲渡益課税の適正化（みなし譲渡益5%→5.25%） 有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.3%→0.12%）	↓
1998年	有価証券取引税の税率引下げ（株式等0.12%→0.06%）	
1999年	有価証券取引税・取引所税の廃止	↓
2001年	長期保有株式の少額譲渡益非課税制度の創設（2003年度税制改正により廃止） 緊急投資優遇措置の創設	10-37%の4段階
2002年	特定口座制度の創設（2003年1月実施）	↓

**2. 証券税制の変遷(2)** 2003年以降の証券税制については、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する優遇税率に関する改正、損益通算の範囲拡大に関する改正、非課税制度に関する改正などが行われている。

優遇税率に関する改正としては、まず2003年度税制改正において、上場株式等の配当・譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金について、20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）が導入されるのと同時に、これらについて、時限的に10%の優遇税率が適用されることになった。2004年度税制改正では公募株式投資信託の譲渡益課税にも優遇税率が適用されることになった。また、2007年度税制改正ではこうした上場株式等の配当・譲渡所得等に対する優遇税率の適用期限が1年延長された。さらに、2009年度税制改正により優遇税率の適用期限が3年延長された。2011年度税制改正においても2年延長され、優遇税率は結局2013年末まで適用された。なお東日本大震災からの復興のため、個人に対しては2013年から2037年まで、復興特別所得税が課されている。

損益通算の範囲拡大に関する改正としては、2003年度税制改正において公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算が可能となった。2004年度税制改正では公募株式投資信託の譲渡損失が繰越控除制度（3年）の対象に追加された。また、2008年度税制改正では個人投資家の株式投資リスクを軽減するため、2009年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することになった。2009年は損益通算できる上場株式等の配当所得の金額は申告分離課税を選択したものに限られるが、2010年からは源泉徴収口座内における損益通算が可能になった。さらに2013年度税制改正により、2016年から公社債等に対する課税方式が変更され、特定公社債の利子・譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能になっている。

非課税制度については、NISAが2014年に、ジュニアNISAが2016年に、つみたてNISAが2018年に導入されている。2022年11月28日に新しい資本主義実現会議において策定された「資産所得倍増プラン」では、第一の柱としてNISAの抜本的拡充や恒久化が、第二の柱としてiDeCo制度の改革が掲げられた。そして2023年度税制改正により、NISAの抜本的拡充と恒久化が行われることになった（8節参照）。

## 証券税制の変遷（2003年～）

年	主な改正事項	所得税の税率構造
2003年	有価証券譲渡益課税の申告分離課税への一本化 上場株式等の配当・譲渡益に係る優遇措置を導入	↓
2004年	公募株式投資信託の収益分配金・譲渡益に係る優遇措置を導入 非上場株式の譲渡益課税の税率引下げ（26%→20%）	
2007年	上場株式等の配当・譲渡益に係る優遇税率の適用期限を1年間延長	5-40%の6段階
2009年	上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入 上場株式等の配当・譲渡益に係る優遇税率の適用期限を3年間延長	
2011年	上場株式等の配当・譲渡益に係る優遇税率の適用期限を2年間延長	↓
2014年	NISAの導入	
2015年		5-45%の7段階
2016年	公社債等に対する課税方式の変更・損益通算の範囲拡大 ジュニアNISAの導入	
2018年	つみたてNISAの導入	↓
2020年	公募投資信託等の内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の導入	
2023年	NISAの抜本的拡充・恒久化（2024年より）	

## 「資産所得倍増プラン」の方向性

## 3. プランの方向性

○金融庁の調査によれば、投資未経験者が投資を行わない理由として多いのは、第1位：「余裕資金がないから」（56.7%）、第2位：「資産運用に関する知識がないから」（40.4%）、第3位：「購入・保有することに不安を感じるから」（26.3%）である。

○こうした調査からは、簡素でわかりやすく、使い勝手のよい制度が重要であることや、小口（100円～1,000円）の投資も可能であることの重要性とともに、長期積立分散投資の有効性が幅広く周知されていないことがわかる。そして、知識不足の解消や不安の払拭に向けて家計の金融資産形成を支援するためには、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザー制度の整備が必要であることがわかる。

こうしたことを踏まえ、資産所得倍増に向けて、以下の7本柱の取組を一体として推進する。

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保

○なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討する。

〔出所〕 新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」より抜粋

**3. 利子課税** 2013年度税制改正により2016年から利子所得に対する税制が大きく変わった。現行制度の概要は以下のとおりである。特定公社債の利子、公募公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益分配金については、20%（復興特別所得税を含めると20.315%）の税率で源泉徴収された後に申告分離課税又は申告不要が適用される。特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などの一定の公社債のことである。また、預貯金の利子、特定公社債以外の公社債の利子、合同運用信託及び私募公社債投資信託の収益分配金は原則、利子所得として一律20%（復興特別所得税を含めると20.315%）の税率で源泉分離課税される。なお、納税貯蓄組合預金の利子、納税準備預金の利子やいわゆる子供銀行の預貯金等の利子は非課税である。

また、金融類似商品の収益（定期積金の給付補てん金、銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補てん金、一定の契約により支払われる抵当証券の利息、金投資口座の利益、外貨投資口座の為替差益、一時払養老保険や一時払損害保険などで一定の要件を満たすものの差益など）については、一律20%（復興特別所得税を含めると20.315%）の税率で源泉分離課税される。

利子所得に対する非課税制度には、障害者等の少額貯蓄非課税制度と勤労者財産形成貯蓄の利子非課税制度（財形非課税制度）がある。

障害者等の少額貯蓄非課税制度には、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（通称、障害者等のマル優）、障害者等の少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者等の特別マル優）があり、それぞれについて元本350万円が非課税限度額である。したがってこれら全てを利用すれば、一人元本700万円までの収益については非課税となる。なお障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は、郵政民営化に伴い廃止された。ここで障害者等に該当するのは、身体障害者手帳の交付を受けている人、障害年金を受けている人、遺族年金や寡婦年金を受けている妻などである。

財形非課税制度には、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）と勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）がある。これらは、それぞれ勤労者（55歳未満）の住宅取得の奨励、老後の生活の安定を目的とし、両者を合わせて元本550万円までの利子等が非課税となる。ただし生命保険、損害保険等を利用した財形年金貯蓄の非課税限度額は385万円となっている。

## 利子課税の概要

区 分	概 要
特定公社債の利子，公募公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益分配金	申告分離課税又は申告不要 (20%の源泉徴収：住民税5%を含む)
預貯金の利子，特定公社債以外の公社債の利子，合同運用信託及び私募公社債投資信託の収益分配金 <sup>(注1)</sup>	源泉分離課税 (20%：住民税5%を含む)
非課税貯蓄制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（元本350万円まで）</li> <li>・ 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（元本350万円まで）</li> <li>・ 財形住宅貯蓄非課税制度，財形年金貯蓄非課税制度（元本550万円まで）</li> </ul>

- (注) 1. 同族会社が発行した社債の利子でその株主である役員等が支払を受けるもの，同族会社が発行した社債の利子でその役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは，総合課税の対象となる。
2. 2013年から2037年までは復興特別所得税も課される。

[出所] 財務省，国税庁の各種資料より作成

## 利子所得等の課税状況（2022年）

(単位：百万円)

区 分	支払金額	源泉徴収税額	
		うち課税分	
公債	8,717,573	50,439	6,885
社債	1,678,011	266,126	40,505
預貯金（銀行預金）	319,617	268,525	40,718
預貯金（その他）	304,586	167,724	25,271
合同運用信託の収益の分配	14,093	8,273	1,254
公社債投資信託収益の分配等	65,328	61,193	8,465
特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）	621,962	143,631	22,009
割引債の償還差益	1,690	1,690	281
その他	967,756	796,616	153,970
合計	12,690,616	1,764,216	299,358

- (注) 1. 「課税分」には，個人のほか，法人の受取分も含まれている。
2. 「特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）」は，支払の取扱者が所得の支払者に代わって源泉徴収を行い，国に納付する特例分である。
3. 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は個人のほか，法人の受取分も含まれている。
4. 四捨五入のため，合計が一致しない場合がある。

[出所] 国税庁ホームページより作成



**4. 配当課税** 株主や出資者が法人から受ける配当や公募株式投資信託の収益の分配などに係る所得は、復興特別所得税を考慮しなければ、配当所得として20%の税率で源泉徴収したうえで総合課税を行うことが原則となっている。総合課税となった場合は、法人税との二重課税を調整するために配当の一定割合を税額控除（配当控除）することができる。

公募株式投資信託の収益の分配等および大口（株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である場合）以外の上場株式等の配当等については、総合課税、申告分離課税、申告不要（源泉徴収のみ）のいずれかを選択できる。源泉徴収税率は、時限的に10%（2013年は10.147%）の軽減税率であったが、2014年から2037年までは20.315%、それ以降は20%の税率が適用される。申告分離課税の税率も時限的に10%（2013年は10.147%）の軽減税率であったが、2014年から2037年までは20.315%、それ以降は20%の税率が適用される。なお、申告分離課税が選択できるようになったのは2009年からである。また、2010年から源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れが可能となっている。ここでいう「上場株式等」には国内・国外の証券取引所等の上場している株式等のほか、ETF等や特定公社債なども含まれる。

一方、上場株式等以外の株式（非上場株式）の配当金および個人の大口株主の配当金については、20%（2013年から2037年までは20.42%）の源泉徴収のうえで総合課税の扱いを受ける。このとき、一回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のものについては申告不要を選択できる。ただし、住民税については総合課税となる。

公募株式投資信託からの収益分配金については、総合課税を選択した場合には配当控除が認められる。ただし、株式投資信託の外貨建資産割合と非株式割合に応じて配当控除率が異なり、外貨建資産割合と非株式割合のうち少なくとも一方が75%超の場合には配当控除は認められない。また契約型の私募株式投資信託（10節参照）からの収益分配金は、原則として源泉徴収がなされたうえで総合課税となる（配当控除可）。

配当所得金額を計算するにあたっては、株式等を取得するために必要とした負債にかかる支払い利息を控除することができる。ただし負債利子控除が認められるのは確定申告をする場合についてのみである。

## 配当課税の概要

区 分		概 要	
公募株式投資信託の収益の分配等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合課税 上場株式等の配当等×(所得税5～45%, 住民税10%) (配当控除適用可)</li> <li>・ 申告分離課税 上場株式等の配当等×(所得税15%, 住民税5%) のどちらかを選択 (申告不要とすることも可)</li> </ul>	
剰余金の配当, 利益の配当, 剰余金の分配等	上場株式等の配当 (大口以外)等 <sup>(注1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合課税 上場株式等の配当等×(所得税5～45%, 住民税10%) (配当控除適用可)</li> <li>・ 申告分離課税 上場株式等の配当等×(所得税15%, 住民税5%) のどちらかを選択 (申告不要とすることも可)</li> </ul>	
	上記以外	総合課税(配当控除)(所得税5～45%, 住民税10%) (20%の源泉徴収) (所得税20%)	
	1回の支払配当の金額が、10万円×配当計算期間/12以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収) (所得税20%)	

- (注) 1. 上場株式等の配当等のうち、大口株主(株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者)が支払を受ける配当等は、20%源泉徴収(所得税)の上、原則として総合課税の対象。また、2023年10月1日以後に上場株式等の配当等の支払を受ける者で、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上であるものについても同様となる。
2. この他、2013年1月から2037年12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

[出所] 財務省ホームページより作成

## 配当所得(源泉徴収分)の課税状況(2022年)

(単位: 百万円)

区 分	支払金額	うち		源泉徴収税額
		課税分	非課税分	
剰余金又は利益の配当, 剰余金の分配, 基金利息の分配, 特定投資法人の投資の配当等	43,353,662	28,646,866	14,706,796	5,301,990
投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配等	2,487,278	1,531,788	955,489	302,963
源泉徴収選択口座内配当等	2,236,652	2,236,652	-	339,045
合計	48,077,592	32,415,307	15,662,285	5,943,998

- (注) 1. 「投資信託」には公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託は含まない。  
2. 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。  
3. 四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

[出所] 国税庁ホームページより作成



**5. 配当にかかる二重課税の調整** 法人企業がその事業活動によって得た利益は本来、当該法人の所有者に帰属すべきものである。しかし通常、法人所得に関連しては、法人税と個人所得税（配当課税・キャピタル・ゲイン課税）の二段階の課税が行われている。担税力を有するのは究極的には個人のみであることを考えれば、こうした二重課税を回避するために何らかの調整が必要になってくる。これが法人税と個人所得税の統合問題である。理想的には、留保・配当を問わずに全ての法人所得に関して二重課税調整を行うべきであるが、主に行われているのは配当部分の調整である。

わが国では個人株主の受取配当については、配当控除制度があり、剰余金の配当等に係る配当所得（以下、配当所得）についてはその金額の10%（他に住民税として2.8%）が税額控除される。ただし課税総所得金額が1,000万円を超える場合、配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額に達するまでの部分の金額については5%（同1.4%）が税額控除される。例えば、所得税に注目すると、配当所得が400万円、他の所得が900万円で合計1,300万円の課税総所得があった場合は、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額に達するまでの部分の金額である300万円（ $=1,300万円 - 1,000万円$ ）の5%とそれ以外の部分の金額である100万円の10%が税額控除される。つまり、税額控除の額は15万円と10万円を合わせた25万円になる。

諸外国の調整方法をみると、アメリカとドイツでは調整措置は講じられていない。イギリスとフランスでは、配当所得一部控除方式が採用されている。かつて諸外国においては、インピュテーション方式が二重課税調整法として広く採用されていた。この方式は、法人税込みの配当を一旦課税所得に算入して所得税額を計算し、その後算出税額から法人税相当額を控除する仕組みである。わが国の配当控除（配当所得税額控除方式）やイギリスでかつて導入されていた部分的インピュテーション方式はインピュテーション方式の不完全な一種といえる。これらは個人段階での調整方法であるが、その他企業段階での調整方法として支払配当控除方式（法人段階での支払配当に対して損金算入を認めるもの）、包括的事業所得税（Comprehensive Business Income Tax：CBIT）方式（利子・配当ともに法人段階での損金算入を認めず、個人段階での課税は不要とするもの）などが挙げられる。

主要国の配当課税と二重課税調整

(2023年1月現在)

	日本 <sup>(注2)</sup>	アメリカ <sup>(注3)</sup>	イギリス	ドイツ	フランス <sup>(注8)</sup>
課税方式	申告分離と総合課税の選択 〔申告分離〕20.3% 所得税：15% + 復興特別所得税： 所得税額の21% + 個人住民税：5% 又は 〔総合課税〕10～55.9% ※源泉徴収(20.3%)のみで申告 不要を選択することも可能。	申告分離課税 段階的課税(連邦税) 3段階 0, 15, 20% <sup>(注4)</sup> + 総合課税(州・地方政府税) <sup>(注5)</sup> 〔ニューヨーク市の場合〕 7.1～14.8%	申告分離課税 段階的課税 3段階 8.8, 33.8, 39.4% <sup>(注6)</sup>	申告不要(源泉徴収) ※総合課税も選択可 <sup>(注7)</sup> 26.4% + 所得税：25% + 〔連帯付加税：税額の5.5%〕	申告分離課税と総合課税の選択 〔申告分離課税〕30% 所得税：12.8% + 〔社会保障関連諸税：17.2%〕 又は 〔総合課税〕17.2～62.2% 所得税：0～45% + 〔社会保障関連諸税：17.2%〕
法人税 との調整	配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (配当所得を2,000ポンド 控除)	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入) ※総合課税選択の場合

- (注) 1. 税率は小数点第二位を四捨五入している。  
 2. 上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。  
 3. 適格配当(配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。  
 4. 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。また、國值(単身者：20万ドル、夫婦合算：25万ドル)を超える総所得に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で38.8%の税が課される。  
 5. 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。  
 6. 給与所得、配当所得、配当所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。  
 7. 申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される(申告不要と同様の扱い)。  
 8. 2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の時限措置を加えた額が國值(単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ)を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

(出所) 財務省ホームページより作成

**6. キャピタル・ゲイン課税** 上場株式等の譲渡益については、以前は源泉分離課税と申告分離課税との選択制であったが、2003年から後者に一本化されている。すなわち、原則として上場株式等の譲渡による収入金額から取得価額・譲渡に要した費用・負債利子等を控除することによって計算される所得金額に対して、復興特別所得税を考慮しなければ、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用される。ただし上場株式等の譲渡益については、後述する特定口座を利用して源泉徴収のみで課税関係を終了させることもできる。以前は株式等の譲渡損失は他の株式等の売却益からのみ控除可能で、控除しきれないロスの繰越しは認められなかったが、2003年より上場株式等のロスについては翌年以降3年間の繰越しが可能になった。また2009年より上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当等から控除することができるようになった。さらに2016年から公社債等に対する課税方式が変更され、特定公社債等の利子・譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった。なお、一般株式等については申告分離課税が適用される。

また、源泉分離課税廃止に伴う投資者の申告事務負担を軽減する目的から「特定口座制度」が創設されている。特定口座とは、投資者がこの口座を通じて行った上場株式等の売買について証券会社等がその損益通算を行うもので、「源泉徴収口座（源泉徴収ありの口座）」と「簡易申告口座（源泉徴収なしの口座）」に区別される。仮に投資者が源泉徴収口座を利用すれば、証券会社等が源泉税額を納付するため、確定申告は不要となる。また2010年からは、特定口座を開設している証券会社等が源泉徴収を行う上場株式等の配当等を源泉徴収口座へ受け入れることが可能となった。ただしこの口座を利用していても、確定申告を行えば、他の口座で生じた損益との通算や損失の繰越しが可能となる。また源泉徴収口座を選択し、かつ確定申告を行わない場合には配偶者控除等への影響はない。投資者が簡易申告口座を選択した場合は、証券会社等から送付される特定口座年間取引報告書により、簡易な申告が可能となる（2019年4月1日以後は申告書に特定口座年間取引報告書を添付する必要がなくなった）。なお、どちらの口座を選択しても特定口座年間取引報告書は投資者だけでなく税務署にも送付される。また2016年からの公社債等に対する課税方式の変更などに伴い、特定口座の対象範囲が拡大している。

株式等譲渡益課税の概要

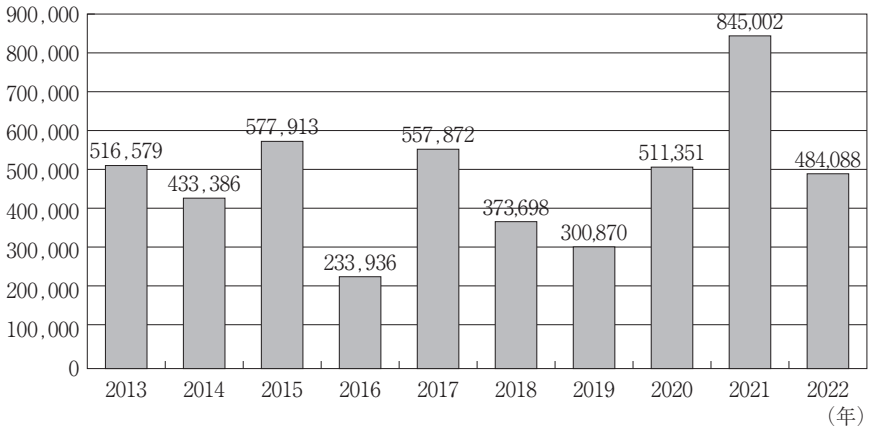
概 要	
上場株式等 ・ 上場株式 ・ ETF ・ 公募投資信託 ・ 特定公社債 等	<p><b>申告分離課税</b></p> <p>上場株式等の譲渡益×20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p><b>※源泉徴収口座における確定申告不要の特例</b></p> <p>源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p> <p><b>※上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除</b></p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額からの繰越控除可。</p>
一般株式等 （上場株式等以外の株式等）	<p><b>申告分離課税</b></p> <p>一般株式等の譲渡益×20%（所得税15%、住民税5%）</p>

〔注〕 2013年1月から2037年12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

〔出所〕 財務省ホームページより作成

特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額

（単位：百万円）



〔出所〕 国税庁ホームページより作成

**7. エンジェル税制** エンジェル税制とは、スタートアップに対する個人投資家（エンジェル）の投資を支援することを目的として講じられる税制上の特例措置のことで、1997年度税制改正により創設されている。ここでのエンジェルとは、特定中小会社、特定株式会社及び特定新規中小会社（特定中小会社等）への投資を行った個人投資家のことである。特定中小会社とは、中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社などのことをいう。特定株式会社とは、①中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社、②その設立の日以後の期間が1年未満の株式会社であることその他の要件を満たすもの、という2つの要件を満たす法人のことをいう。特定新規中小会社とは、中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のものその他の一定のものに限る）などのことをいう。

2023年3月31日までの投資については、投資時点での優遇措置として次のようにAとBの2つの措置がある。優遇措置A（設立5年未満の企業が対象）：対象企業への投資額から2,000円を控除した額をその年の総所得金額から控除する（Bと選択適用）。ただし、控除対象となる投資の上限額は、総所得金額の40%と1,000万円（2021年以降は800万円）のいずれか低い方である。優遇措置B（設立10年未満の企業が対象）：対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除する。なお、控除対象となる投資額の上限はない。また、株式売却時点での優遇措置もある。具体的には、未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができる。

2023年度税制改正では、スタートアップへの再投資に係る非課税措置が創設された。この新しい措置は、保有する株式を売却し、自己資金による創業やプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行う際に、再投資分については譲渡益に課税を行わないというもので、2023年4月1日以降の再投資について適用されている。対象となる譲渡益の上限は20億円で、上限を超えた分については課税の繰延が可能である。併せて、自己資金による創業とプレシード・シード期のスタートアップへの投資に関して、要件の緩和が行われた。

## エンジェル税制の概要

①投資時点						
措置の種類	控除対象	控除先	措置内容	控除上限額	設立年数	外部資本比率
起業特例	企業設立時の自己資金による出資額全額	その年の株式譲渡益から控除	非課税	上限なし（非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延）	1年未満	1/100以上
優遇措置A	(対象企業への投資額全額-2,000円)	その年の総所得金額から控除	課税繰延	総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方	5年未満	1/6以上
優遇措置A-2						1/20以上
優遇措置B	対象企業への投資額全額	その年の株式譲渡益から控除	非課税	上限なし	10年未満	1/6以上
プレシード・シード特例				上限なし（非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延）	5年未満	1/20以上



②株式売却時点：譲渡損失の繰越控除
<p>未上場スタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができる。</p> <p>※スタートアップが上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができる。</p> <p>※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失を計算する。</p>

〔出所〕 経済産業省ホームページ

**8. NISA** 2013年度税制改正によって、2014年1月よりNISA（ニーサ）が導入された。NISAとは、少額投資非課税制度（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の愛称である。NISAは、1999年にイギリスで導入された投資と貯蓄に対する優遇税制である個人貯蓄口座（Individual Savings Account：ISA）をモデルとしており、当初は日本版ISAと呼ばれていた。ちなみにNISAのNはNipponのNを意味している。2016年4月にジュニアNISAが、2018年1月につみたてNISAが導入されたため、当初の制度を一般NISAと呼ぶ。

2023年時点で、NISAには一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの3種類がある。一般NISAの非課税保有期間は5年間、年間非課税枠は120万円で、投資可能な商品は上場株式、公募株式投資信託などである。それに対して、つみたてNISAの非課税保有期間は20年間、年間非課税枠は40万円で、投資可能な商品は長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託である。両者を併用することはできず、どちらかを選択しなければならない。一般NISAとつみたてNISAは成年者が利用できるが、未成年者が利用できる制度としてジュニアNISAがある。ジュニアNISAの非課税保有期間は5年間、年間非課税枠は80万円で、投資可能な商品は一般NISAと同じである。また18歳になるまで原則として払出しはできない。なおジュニアNISAについては、2020年度税制改正によって2023年末で終了となり、2024年以降、新規購入ができない。

2023年度税制改正によって、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われることとなった。2024年以降のNISAについては、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられ、両者を併用することができる。年間投資枠はつみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円で、合計最大年間360万円まで投資可能となる。非課税保有限度額は両者合わせて1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）で枠の再利用が可能である。非課税保有期間は無期限化され、口座開設期間は恒久化される。投資対象商品はつみたて投資枠は長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託でつみたてNISAと同じである。一方、成長投資枠の方は上場株式や投資信託である。2023年末までに一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新制度の外枠で、旧制度における非課税措置を適用する。旧制度から新制度へのロールオーバーはできない。



## 2023年までのNISA（旧制度）

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制		2023年末で終了

〔出所〕 金融庁ホームページより作成

## 2024年からのNISA（新制度）

	つみたて投資枠	成長投資枠
両制度の併用	併用可	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円（枠の再利用が可能）	
	1,200万円（内数）	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上
旧制度との関係	2023年末までに一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新制度の外枠で、旧制度における非課税措置を適用（旧制度から新制度へのロールオーバーは不可）	

〔出所〕 金融庁ホームページより作成

**9. 非居住者に対する課税** わが国の所得税法では、個人を居住者と非居住者に分けている。居住者とは国内に住所を有する個人または現在まで引き続き1年以上住所を有する個人のことで、非居住者とは居住者以外の個人のことである。また居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人のことを非永住者という。非永住者以外の居住者は全ての所得（全世界所得）に対して課税される。非永住者は、国外源泉所得以外の所得および 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）に課税される。そして、非居住者は国内源泉所得のみに課税される。非居住者に対する課税方法は、恒久的施設（Permanent Establishment：PE）を有するかどうか、国内源泉所得が恒久的施設に帰せられるかどうかによって、総合課税の対象となるものと源泉分離課税の対象となるものに分けられる。また恒久的施設には、①支店PE（非居住者等の国内にある事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場、鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所など）、②建設PE（非居住者等の国内にある長期建設工事現場等）、③代理人PE（非居住者等が国内に置く代理人等で、一定の要件を満たす者）がある。

例えば利子等と配当等についてみると、非居住者等の有する国内源泉所得のうち、非居住者等の恒久的施設に帰せられる所得（恒久的施設帰属所得）に対しては源泉徴収のうえ総合課税されるのに対して、恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては源泉分離課税が適用される。源泉徴収税率はそれぞれ15.315%と20.42%である。なお源泉徴収税率については、支払を受ける非居住者等の居住地国とわが国との間に租税条約が締結されている場合には、その条約で定められている税率に軽減される。

なお国債に関しては、非居住者等に対して非課税措置が講じられている。すなわち、国内に恒久的施設を有しない非居住者等が国内の国債振替決済制度参加者や適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有している国債の利子等については、一定の要件を満たしている場合には、非課税となる。また非課税とはならない場合でも、振替国債の利子については、非居住者等の居住国とわが国との間に租税条約が締結されていれば、源泉徴収税率が軽減される場合がある。

非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類	非居住者の区分		恒久的施設を有しない者	源泉徴収
	恒久的施設を有する者	恒久的施設を有しない者		
(事業所得)	【総合課税】	恒久的施設帰属所得	【課税対象外】	無
①資産の運用・保有により生ずる所得 ※下記⑦～⑮に該当するものを除く。		その他の国内源泉所得	【総合課税(一部)(注2)】	無
②資産の譲渡により生ずる所得				無
③組合契約事業利益の配分	【源泉徴収の上、総合課税】		【課税対象外】	20.42%
④土地等の譲渡対価			【源泉徴収の上、総合課税】	10.21%
⑤人的役務の提供事業の対価				20.42%
⑥不動産の賃貸料等				20.42%
⑦利子等			【源泉分離課税】	15.315%
⑧配当等				20.42%
⑨貸付金利子				20.42%
⑩使用料等				20.42%
⑪給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等				20.42%
⑫事業の広告宣伝のための賞金				20.42%
⑬生命保険契約に基づく年金等				20.42%
⑭定期積金の給付補填金等				15.315%
⑮匿名組合契約等に基づく利益の配分				20.42%
⑯その他の国内源泉所得		【総合課税】		【総合課税】

- (注) 1. 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複して該当する場合があります。
2. 上記の表②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、所得税法施行令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるもののみ課税される。
3. 租税特別措置法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があります。
4. 租税特別措置法の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があります。

〔出所〕 国税庁「令和5年版 源泉徴収のあらまし」より作成

**10. 新しい商品に対する課税の扱い** (1)新しい形態の投資信託：私募株式投資信託（契約型）の収益分配金は、原則、配当所得として源泉徴収のうゑで総合課税され、配当控除も適用される。ただし一定の要件を満たせば申告不要制度も選択できる。譲渡損益に対しては申告分離課税が適用される。私募公社債投資信託の収益分配金については源泉分離課税、譲渡損益は申告分離課税の対象である。会社型投資信託の課税については、オープンエンド型およびクローズドエンド型（上場）の場合は上場株式と同様である。すなわち、収益分配金に関しては20.315%で源泉徴収されたとゑで総合課税、申告分離課税あるいは申告不要となる。ただし総合課税を選択しても配当控除は適用されない。譲渡損益については申告分離課税が適用される。一方クローズドエンド型（非上場）および私募の場合、収益分配金については20.42%で源泉徴収をされたとゑで総合課税、一定の要件を満たせば申告不要制度も選択可となっている。ただし総合課税を選択しても配当控除は適用されない。譲渡損益については申告分離課税が適用される。なお不動産投資信託（REIT）については、上場されていればクローズドエンド型になり、収益分配金、譲渡損益に対する課税は上場株式の課税方法と同様である。ただし収益分配金に関して総合課税を選択しても配当控除は適用されない。

(2)ストック・オプション：ストック・オプション制度とは、企業が将来の一定期間（権利行使期間）に一定の価額（権利行使価額）で自社の株式を購入することができる権利を役職員等に付与する制度である。企業は役職員等に対する報酬を自社の株価上昇に連動させて支払うことになる。ストック・オプションは税制上、租税特別措置法により定められている要件を満たす税制適格ストック・オプションと満たさない税制非適格ストック・オプションに分かれる。税制適格ストック・オプションについては、権利行使時の経済的利益（権利行使時の株式時価と権利行使価額の差額）に対しては課税されない。権利行使により得た株式を売却したときは、譲渡価額と権利行使価額の差額に対して申告分離課税が適用される。一方、税制非適格ストック・オプションについては、権利行使時の経済的利益に総合課税が適用され、権利行使により得た株式を売却したときは、譲渡価額から権利行使時の株式時価を差し引いた額に申告分離課税が適用される。

## 新しい形態の投資信託に対する課税の概要

区分		分配金等	解約・償還差損益		譲渡損益
			配当(利子)所得部分	みなし譲渡損益部分	
契約型	私募株式投資信託		総合課税 (一般株式等の配当所得) <sup>1</sup>	申告分離課税 (一般株式等の譲渡所得等, 20.315%)	
	私募公社債投資信託		源泉分離課税 (20.315%)	申告分離課税 (一般株式等の譲渡所得等, 20.315%)	
会社型	公募型	オープンエンド型	総合課税・ 申告分離課税 (上場株式等の配当所得) <sup>2</sup>	申告分離課税 (上場株式等の譲渡所得等, 20.315%)	
		クローズド エンド型			
	非上場	総合課税 (一般株式等の配当所得) <sup>1</sup>	申告分離課税 (一般株式等の譲渡所得等, 20.315%)		
	私募型				

(注) 1. 受取時に20.42%で源泉徴収され、少額配当の場合を除き、確定申告が必要

2. 受取時に20.315%で源泉徴収され、総合課税・申告分離課税のみならず確定申告不要とすることも可能

[出所] SMBC日興証券(株)ソリューション・アドバイザリー部編『令和5年度版 税金の知識』中央経済社、122、129頁より作成

## ストック・オプションに対する課税

	付与時	権利行使時	株式の譲渡時
税制適格ストック・オプション	-	-	(譲渡価額 - 権利行使価額) に対し申告分離課税 <sup>(注)</sup>
税制非適格ストック・オプション	-	(権利行使時の株式時価 - 権利行使価額) に対し総合課税	(譲渡価額 - 権利行使時の株式時価) に対し申告分離課税 <sup>(注)</sup>

(注) 株式の譲渡所得として課税

**11. 年金型商品に対する課税の扱い** 「確定拠出型年金制度（日本版401k）」は2001年10月に導入された。確定拠出年金（Defined Contribution：DC）は加入者自身が運用指図を行い、運用の実績に応じて給付額が変動する私的年金で、原則として個人が自ら掛金を拠出する「個人型」（iDeCo：イデコ）と原則として企業が従業員の掛金を負担する「企業型」に分かれる。こうした制度に基づく年金型商品の普及とその円滑な運営のためには、一定の税制上の優遇措置が不可欠であるが、その際、他の年金制度との課税バランスや離転職時における年金資産の移換可能性の問題等が十分配慮されなければならない。なお、2024年12月1日より企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額が反映されることになっている。

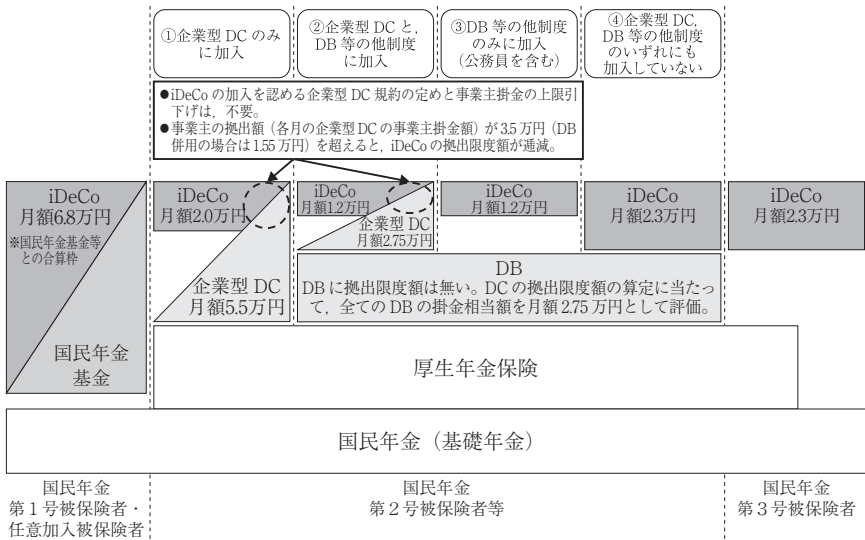
確定拠出年金の課税上の措置は以下のようになっている。

(1)拠出段階：事業主負担分については、当該企業の損金算入扱いになる。また、本人負担分については所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となる。なお、2012年1月より企業型年金におけるマッチング拠出が導入されている。さらに、2018年5月より中小企業に勤めるiDeCo加入者について中小事業主掛金納付制度（iDeCo+：イデコプラス）が導入されている。

(2)運用段階：企業年金の年金積立金に対しては、1.173%（国税1%，地方税0.173%）の特別法人税課税がある。ただし、課税は2026年3月末まで凍結されている。

(3)給付段階：①老齢給付金：積立金は5年以上に分割して年金として受け取るか、一時金で受け取るかを選択できる。分割払いの給付金については、公的年金等控除が適用される。なお公的年金等控除については、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘があり、2018年度税制改正で仕組みの見直しが行われている。一時金払いの給付金については、退職所得控除の対象となる。②障害給付金：一定の障害を負った場合、年金または一時金として受給できるが、これに対して所得税・住民税は課税されない。③死亡一時金：加入者が死亡した場合の遺族への死亡一時金については、みなし相続財産として相続税の課税対象となり、法定相続人1人当たり500万円まで非課税となる。④脱退一時金：一定の要件を満たせば脱退一時金を受給できるが、これに対しては所得税・住民税が課税される。

確定拠出年金の対象者と拠出限度額（2024年11月まで）



〔出所〕 厚生労働省ホームページ

確定拠出年金に関する税制上の取扱い

区 分		概 要	
拠出段階	事業主負担分	事業主の損金に算入	
	本人負担分	小規模企業共済等掛金控除	
運用段階		特別法人税課税（2025年度末まで凍結）	
給付段階	老齢給付金	年金	雑所得（公的年金等控除の適用あり）
		一時金	退職所得（退職所得控除の適用あり）
	障害給付金	年金	非課税
		一時金	
	死亡一時金	相続税課税	
脱退一時金	一時所得		